

令和6年1月16日

各学生団体責任者 様

学 生 課 長

### 学生団体継続許可願（令和6年度）の提出について（通知）

本学の学生団体の活動は、各年度の末日を期限として許可されており、次年度も継続して活動を行いたい場合には、「鹿屋体育大学学生規則第13条第2項（別紙参照）」に基づき、**当該年度の2月15日までに学生団体継続許可願を学長に提出し、許可を受けなければなりません。**

ついては、貴団体が来年度も継続して活動を行いたい場合は、下記書類を学生課スポーツ支援係へ提出してください。また、構成員数の減少等により今年度をもって活動を終了する場合には、別途手続きが必要ですので、その旨お知らせください。

事務処理の都合上、提出期限は**令和6年2月9日（金）[一部会計書類：3月22日（金）]**までとします。

なお、期日までに提出がない場合は、継続の意思がないものとして取り扱います。

### 記

#### 1. 提出物

- ① 学生団体継続許可願（別記様式第12）
- ② 新役員一覧
- ③ 令和5年会計報告
- ④ 団体規約（部則）：最新のもの

#### 2. 様式の入手

<https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/activities/activities-apply.html>

鹿屋体育大学→「学生生活・就職」→「課外活動」→「申請書様式(在学生向け)」  
→「学生団体継続許可願」

※上記のサイトからダウンロードし、記入の上、顧問教員及び副顧問教員の承認を得て、提出ください。

#### 3. 提出方法

学生課スポーツ支援係([sports@nifs-k.ac.jp](mailto:sports@nifs-k.ac.jp))へメールまたは持ち込みにて提出。

#### 4. その他

①事務局において会計事務ができる簡易型のExcelファイルを作成しましたので、必要な団体はスポーツ支援係まで申し出てください。（今後、本Excelファイルを利用して不明な点がある場合はスポーツ支援係でサポートします。）

②顧問教員・副顧問教員の退職等により、令和6年度から顧問教員等に変更が生じる場合は、上記提出物と併せて「学生団体目的等変更願」も提出願います。

## 鹿屋体育大学学生規則（抜粋）

### 第7章 学生団体

#### （設立）

第12条 学生が、学内において本学の学生を構成員とする団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問教員を定め、学生団体設立許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする団体に、副顧問教員を置くことができる。

#### （許可の期間及び継続）

第13条 前条に規定する許可の有効期間は、団体が許可を受けた日から、当該年度の末日までとする。

2 前条に規定する許可を受けた団体が、引き続き翌年度においても団体を継続しようとするときは、当該年度の2月15日までに、学生団体継続許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

#### （活動報告等）

第14条 団体は、毎年5月末日までに当該学生団体の活動報告書及び構成員名簿（新規加入学生を含む。）を学長に提出しなければならない。

2 団体が、前項に規定する活動報告書又は学生団体の構成員名簿を提出しないときは、当該団体は、解散したものとみなす。

#### （目的等の変更及び解散の届出）

第15条 団体が、団体の目的等設立許可願（継続を含む。）の重要な事項を変更しようとするときは、学生団体目的等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体が解散しようとするときは、学生団体解散届を学長に提出しなければならない。